

鹿児島市乳児等通園支援事業実施要綱（案）

※国が示した内容を基に検討中のものであるため、今後内容が変更になる可能性があります。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業主導型保育施設 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に規定する施設
- (2) 障害児 次の各号のいずれかに該当するこども
 - (ア) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けているこども（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）
 - (イ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けているこども
 - (ウ) 鹿児島県中央児童相談所又は鹿児島県こども総合療育センターその他の公的医療機関等の判定等又は医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見などに基づき(ア)及び(イ)と同程度の障害があると市長が認めるこども。
- (3) 医療的ケア児 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠であるこども。
- (4) 要支援家庭のこども こども家庭センターによるサポートプランが作成されている、若しくは作成の対象となっているなど、関係機関が連携して支援を行う必要があると市町村が認めた家庭のこども。

（本事業の目的）

第3条 本事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

（事業内容）

第4条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業の対象となるこども（以下「乳児等」という。）は、保護者が市内に住所を有する、0歳6か月から満3歳未満のこども（保護者が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に規定する教育・保育給付認定を受けて、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を利用する

こども又は企業主導型保育施設を利用することをも除く。)とする。

- (2) 乳児等の利用可能時間は、乳児等 1 人当たり月 10 時間を上限とする。なお、当該利用可能時間は当月のみ有効とし、前月及び翌月等において利用することはできない。
- (3) 本事業は、法第 34 条の 15 第 2 項の規定に基づき、市長の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等（以下「実施事業者」という。）において、実施することができる。
- (4) 本事業は、鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「基準条例」）第 21 条に規定する一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型」という。）又は余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「余裕活用型」という。）により実施する。
- (5) 本事業は、国が定めた、こども誰でも通園制度の実施に関する手引（以下「国手引」という。）を踏まえ、定期利用を原則とする。
- (6) 実施事業者は、開所の日数を、ニーズや受入体制を考慮の上、適切に設定する。
- (7) 実施事業者は、初回利用の前に、保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、乳児等の特徴や保護者の意向等を把握する。
- (8) 実施事業者は 1 時間未満の予定で本事業を実施することはできず、1 時間以上の利用については、30 分単位で設定することができる。保護者は実施事業者の設定に応じて予約するものとする。
- (9) 実施事業者は、慣れるまで時間のかかる乳児等に対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることができる。ただし、乳児等の育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意する。
- (10) 実施事業者は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該乳児等の受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。なお、正当な理由か否かの判断は、市が当該実施事業者及び利用者の状況を総合的に判断して行う。
- (11) 実施事業者は、国手引を踏まえ、乳児等の育ちに関する計画や記録を作成する。
- (12) 実施事業者は、次の各号に定める配慮が必要な乳児等やその保護者が本事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。
 - (ア) ひとり親家庭
 - (イ) 生活保護世帯
 - (ウ) 虐待又は DV のおそれがあるなど、社会的養護が必要な場合
 - (エ) 乳児等が障害を有する場合
 - (オ) 乳児等が医療的ケアを必要とする場合
 - (カ) その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合

(13) 実施事業者は、配慮が必要であると確認した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携を図る。

(14) 実施事業者は、対象となる乳児等を養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

(保護者負担)

第5条 実施事業者は、本事業に係る利用料として、乳児等1人1時間当たり300円程度を標準とし、実施事業者において設定した額を、保護者に求めることができる。

2 実施事業者は、乳児等の保護者が利用料の減免を希望し、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者（以下「保護者等」という。）又はその世帯が次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合、当該保護者に係る本事業の利用料について、第3項に定める額を減免するものとする。

(1) 保護者等が本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合

(2) 保護者等が、利用する月の属する年度分（利用する月が4月から8月までの場合にあっては前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（同項(1)に掲げる場合を除く。）

(3) 保護者等について、利用する月の属する年度分（利用する月が4月から8月までの場合にあっては前年度分）の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である場合（同項(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）

(4) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（同項(1)から(3)に掲げる場合を除く。）

3 前項の減免額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項(1)に定める対象者 乳児等1人1時間当たり300円

(1) 前項(2)に定める対象者 乳児等1人1時間当たり240円

(1) 前項(3)に定める対象者 乳児等1人1時間当たり210円

(1) 前項(4)に定める対象者 乳児等1人1時間当たり150円

4 同条第2項に規定する減免は、当該減免のもととなる事由の発生した日から対象とする。ただし、当該事由の発生を知った日の属する年度内に限り遡及する。

5 実施事業者は、本事業に要する費用の一部（給食代、おやつ代等）について、保護者の同意のうえ、各事業所において設定した額を、利用料とは別に、保護者に求めることができる。

(キャンセル時の対応)

第6条 実施事業者は、本事業に係る予約が取り消された場合や連絡なしに予約が履行されな

かった場合等の利用料等の取扱いについて、鹿児島市乳児等通園支援事業キャンセル時対応方針標準例を参考にして、乳児等通園支援事業キャンセル時対応方針を定める。ただし、第4条(2)に定める利用可能時間の取扱いについては、鹿児島市乳児等通園支援事業キャンセル時対応方針標準例に規定する取扱いを遵守すること。

- 2 前項の方針を定める場合、実施事業者は、当該方針の取扱いについて、事前に保護者に説明しなければならない。

(設備の基準及び職員の配置)

第7条 実施事業者は、設備の基準及び職員の配置について、一般型を行う者にあつては、基準条例第22条及び第23条に規定する基準を、余裕活用型を行う者にあつては、基準条例第26条に規定する基準を遵守しなければならない。

(障害児及び医療的ケア児を受け入れる場合の体制の確保)

第8条 障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

- 2 医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

(乳児等通園支援の内容)

第9条 乳児等通園支援（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、本事業の特性に留意して、本事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(本事業の研修)

第10条 実施事業者は、市の実施する研修について、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講できるよう努め、本事業の意義、目的及び仕組みを理解したうえで本事業を実施すること。

(安全計画の策定等)

第11条 実施事業者は、基準条例第8条に規定に従い、乳児等の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、乳児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた利用施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(留意事項)

第12条 本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日こ成安第44号・6教参学第51号通知）」に従い、速やかに報告する。

2 実施事業者は、賠償責任保険に加入するなど、事故等の発生による保障を円滑に行うこととする。

3 利用当日に、通園がない場合には、対象となるこどもの状況を確認すること。特に、要支援家庭等の乳児等の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

4 要支援家庭等の乳児等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

5 給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意する。

6 本事業の実施に当たっては、国手引及び「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）を参考にして実施する。

7 実施事業者は、委託料等の支払いの根拠資料を本事業実施後5年間保存する。

（個人情報保護）

第13条 実施事業者及び本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（利用登録及び利用料減免の申請）

第14条 本事業の利用を希望する保護者及び利用料の減免を希望する保護者は、利用を希望するこども毎に、乳児等通園支援事業対象者確認申請書（様式第1号）を市長に提出する。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第4条(1)に規定する乳児等の要件に該当すると認められるときは、当該保護者に対し、乳児等通園支援事業利用登録証（様式第2号、以下「登録証」という。）を交付し、第4条(1)に規定する乳児等の要件に該当しないと認められるときは、乳児等通園支援事業利用登録申請却下通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、第5条第2項に規定する減免の要件に該当すると認められるときは、登録証にその内容を記載する。

4 市長が、実施事業者に対して、あらかじめ第5条第2項に規定する減免の要件に該当すると認められる保護者から同意を得たうえで、当該保護者が当該実施事業者に支払うべき利用料に対して減免すべき額の限度において補助金を支払った場合、対象者に補助があったものとみなす。

（利用登録の変更）

第15条 利用登録を受けた保護者は、現に登録されている事項を変更する必要があるときは、

乳児等通園支援事業利用登録変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、利用登録の変更を行い、乳児等通園支援事業利用認定変更通知書（様式第5号）により通知する。

（利用登録の取消）

第16条 市長は、利用登録を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条(1)の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により利用登録を受けたとき。
- (3) 実施事業者が、やむを得ない事情により、当該乳児等の保育が困難となったとき。

- 2 市長は、前項の規定により利用登録を取り消したときは、乳児等通園支援事業利用認定取消通知書（様式第6号）により、当該保護者に通知するものとする。

（こども誰でも通園制度総合支援システムの利用）

第17条 実施事業者及び保護者は、本事業に当たり、こども誰でも通園制度総合支援システムを利用すること。